#### 報告

# 「底辺」からの産業革命

# 長い一八世紀イングランドの中間団体と貧民

### 長谷川 貴 彦

一はじめに

研究史のなかで明確にしておこう。 研究史のなかで明確にしておこう。 に「中間団体と貧民」を対象とする意味について、まずはら近代への転換期と位置づけることができるが、この時代紹介しようとするものである。「長い一八世紀」は近世かとりながら、近代社会の編成原理をめぐるひとつの議論をとりながら、近代社会の編成原理をめぐるひとつの議論を本論は、一八世紀イングランドの中間団体と貧民を例に

ほぼ一致する。イングランドの救貧法は、宗教改革を背景限定すれば、いわゆる旧救貧法 (Old Poor Law) の時期とイングランドの近世は、福祉と貧困という問題に対象を

福祉と貧困をめぐる研究の歴史を論じるにあたって

極めて重要な時期として浮上してきている。 をは無意味であるかのごとく見えてくる。しかし、最近のきな修正を加えられることはなく、この時期を検討することは無意味であるかのごとく見えてくる。しかし、最近のなが修正を加えられることはなく、この時期まで続くことに立すると、一八三四年の救貧法改正の時期まで続くことに立すると、一八三四年の救貧法改正の時期まで続くことに立すると、一八三四年の救貧法改正の時期まで続くことに立すると、一八三四年の救貧法改正の時期まで続くことに立する社会的混乱のなかで一六世紀半ばに地方レヴェルでをある社会的混乱のなかで一六世紀半ばに地方レヴェルでとする社会的混乱のなかで一六世紀半ばに地方レヴェルでをする社会的混乱のなかで一六世紀半ばに地方レヴェルで

モ 位性という信念は、その後、二〇世紀の前半の研究者によ ことによって強化された。この伝統的な歴史記述におい って共有され、一九四五年に福祉国家が現実のものとなる ウェッブ夫妻によって唱えられた国家介入のもつ道徳的 デルが描かれてきたのである。 九二九年)を起点とすることに異論はないであろう。 福祉国家に一元化され ウェッブ夫妻による『イングランドの救貧法 いわば、慈善から福祉国家へという単線的 てゆく国家行政の拡大・ な発展 の歴 進化の 史』 0

が移りつつある。 が、ごく最近では福祉を受容する側の 主体の多元性を強調し、 代に提唱され、 複合体」(mixed economy of welfare) 概念は、 をめぐる膨大なる研究が産出されるようになった。「 分類される領域の重要性を指摘するものであった。 の供給に目が向けられるようになり、ヴォランタリー これらの研究は、 このウェッブ史観に対して、近年は、 組織、 家族などの中間団体によって構成される福祉 」(makeshift economy) 概念を軸として展開してい 私的慈善などの国家以外のアクター 国家的福祉に加えて、慈善団体、 こうした研究は、 福祉の供給主体をめぐる議論 とりわけヴォランタリズムとし ーメイクシフト 問 個人、 問題に関い 家族、 一九八〇年 による福 相互扶 であった 心の領域 の供給 -団 体 エ 相 鲂 F

> の視点から再解釈されているのだ。維持の装置として再評価され「メインを持つといる。 扶養 る。 る 家族や親族のネットワーク、 た日常生活の諸相、すなわち、修道院や教区、近隣共同 福祉の資源の利用一般を意味するものとして使用されて ーメイクシフト」 そこでは 隣人からの厚意、さらには、 かつての社会史研究の 概念は、 共有地の 「メイクシフト」(=弥縫策 短期的あるいは 犯罪や売春なども生存 利用権 なかで提出されてき П | 親族による カル

る。ライフサイクル貧困に関する研究によって、幼年期と図に陥りやすいリスキーな時期があることが発見されてい や孤児になった場合など、 動する究極の起点となっていく。 イフサイクル 分類されて、 が確認されてい 産や育児に伴う身体的 老齢期に強調点が置かれるようになり、 近年の研究では、 かつ構造的で長期的な現象として考えられてきた。 概念の登場と軌を一にしている。これまで貧困は、 メイクシフト・エコノミー」概念はまた、 ライフサイクル貧困に関する研究によって、 多様な貧困の原因に光が当てられた。 貧困 る。3 個人のライフサイクルのなかでも特に貧 が、「メイクシ これにより、 要因も加わ 貧困に陥る割合が ンフト 貧困 ŋ 高齢期、 般が、 エコノミー 女性の場合は、 高かったこと 病気、 新し より厳密に このラ 慢性的 が作 貧

# 二 歴史的前提:近世化(一六-一七世紀)

#### (一) 近世化

を醸成していったのである。 が、これらの流入民によって、 では社会秩序が不安定化し、 い雇用の機会を求めて都市へと移動していくことになる けて生存の機会を求めて移動する者、また職人層もよりよ 人口の再配置という形態をとって進行していく。都市に向 革命が発生してイングランドの人口は増大したが、それは が大量に発生する。同時に、新大陸銀の流入によって価格 中小の借地農の没落を招く一方、土地を失った「浮浪者 れはまた、ジェントリ層による土地の囲い込みを推進し、 引の拠点としてノリッジやエクセタなどの地方都市が成 刺激されるかたちで発展した毛織物工業によって、その取 大航海時代以降、イングランドでは海外との交易活動 都市の織元たる毛織物商人の台頭を促していった。そ 貧困問題が都市の危機的状況 ロンドンを初めとする都市

など、貧民へのセイフティネットであった中間団体を解体リー八世の改革は、修道院を解体、宗教ギルドを禁止するにおける宗教ギルドが設立した慈善団体であったが、ヘン的に貧民に対して慈善を提供してきたのは、修道院や都市宗教改革がもたらした影響も甚大なものがあった。伝統

みずからの思想を構築しようとしたのである。 人間の計画や介入によって改善されるという信念のもとにて、社会問題は何よりも人的失敗から発生するものであり、った。彼らは、人間の自己改良や社会改良の可能性を信じった。彼らは、人間の自己改良や社会改良の可能性を信じった。彼らは、人間の自己改良や社会改良の可能性を信じった。彼らは、人間の自己改良や社会改良の思想を構築しようとしたのである。

次のように近世化を語っている。(一五一六年)のなかで、トマス・モアは、『ユートピア』(一五一六年)のなかで、

て、寄る辺のない放浪の旅に出て行きます。をかい野心をいだいた。「中略」この哀れな、無知で、もない野心をいだいた。「中略」この哀れな、無知で、もない野心をいだいた。「中略」強欲非道な人がいて、広大なるとのことです。「中略」強欲非道な人がいて、広大なるとのことです。「人間さえも盛んに食い殺していイギリスの羊です。人間さえも盛んに食い殺してい

#### (二) コモンウェルス

体の秩序を復活させようとする人文主義者や初期プロテス社会的流動性が高まるなかで、失われていった有機的共同コモンウェルスは、近世化によって交易活動が活発化してコモンウィール」(commonwealt) をめぐる言説であった。場してくるのが、「コモンウェルス」(commonwealth) や場してくるのが、「コモンウェルス」(commonwealth) や

をもっていたことに注目している。スの言説が、使用される社会層によって異なる意味と機能れていったのである。さらに近年の研究は、コモンウェルタントによって政治社会の構成をめぐる言説として用いら

い る。 ③ よる政治的激変もあって社会政策への関心が希薄化してい のように一六世紀半ばに 義』は、一五四 ェルス理念の影響下に使用されるようになっていった。こ いた。これにともない、「政策」という言葉が、 教授であったトマス・スミスによる『コモンウィールの くことになる レトリックとして頻繁に語られたが、 マス・スターキーによる『プールとラプセットとの対 (一五二三年) あるべき社会状態を指すスローガンとして用 一に、中央政府の役人などのエリー そこでのコモンウェルスは、 が刊行され、ケンブリッジ大学の法律学の .四年に執筆され、一五八一年に刊行され 「コモンウェルス」 政策的 その後、 1 介入の目標とし 層 が統治者側 宗教改革に である。 元いられ コモンウ 0 7 講 1

本格的に歴史の舞台に登場してくるの 第二に、 ・タイラーの農民反乱の過程にあっ の進行に異議を申し立てるケットの反乱では スの 民衆 復活をスロ ()レヴェ ルである。 1 ガンに掲げ、 コ モ ンウェ た。 は 物 欲 兀 ル に支配され 世 世 ス の言 紀 紀 コ 0 0 フワッ 葉が モ 囲

史苑

(第七六巻第二号

る。(5)あるが「小さなコモンウェルス」を実現していったのでああるが「小さなコモンウェルス」を実現していったのであ ヴェルでのコモンウェルス派の後退を招く契機となった。 指導のもとで回復すべく活動を行って、 てきたピューリタンの 民への奉仕」 層にとっての「コモンウェルス」は、「参加」「法の支配 にふさわしい政治参加の領域を拡大しようとしていた中間 を受容する主たる社会的基盤となった。 なかで経済力を蓄積してきた中間層は、 門職集団 民衆の中間に位置する集団であり、 の平等主義的理 同じくコモンウェルスを唱えてきた支配層を震撼させ、 るジェントリや商人たちを蜂起の標的とした。 イネットの空白を埋め 第三には 一義的活動であった。 中央政府レヴェルでは無為無策の時代に、 農村のヨーマン層などから成り立 などの政治的態度を醸成していく。実際のと 中間層である。 念が過剰になったと判断され、 たのが、地方自治体の主導に 中間層が、 教区や都市自治体を基 この中間層 都市の秩序をみず 都市の富裕な商 みずからの経済 地方レヴェ ピューリタニズム は、ジェントリと つ。 中央政 一盤に進出し セイ 近 ルでは からの 世化 よる博 反乱は -ファ H 玉

## )「教区」のポリティクス

17」を乗り切ろうとした試みにも限界が見え始める。貧困地方自治体主導の改革によって社会政策上の「空白の時

といえよう。 ザベス救貧法は、 儀礼 貧法との直接的 交する性格をもつ教区共同体 が行政単位とした教区は、 監督官を指名することを教区管財人に求めていた。 と呼ばれるもので、 連の決定的な法律が制定される。 浪者に関する法案が起草されたあと、貧民救済に関する一 政 に救貧税を徴収して教区基金を設立するため 、策の立法化を求める声が提出されていった。 の対象としてきたことを示しており、その意味でエ の立法に孕まれ 中心性という点で中世の貧民救済とエリザベス朝の救 の中心となりつつあったが 九八年に召集された議会では、 が 激 化 するなか な連続性を見て取る研究者もいるが、 独特の近世的な特質を身にまとってい その内容は、教区内の住民から強制的 た強制的な側 で、 方か マナー (civil parish) であった。 べらは これがエリザベス救貧法 面は国家が貧民を監視と 独特のかたちで聖俗の 領主館に代わって地域 囲い込み、 刻も早い に四四 労役 体系的: 人 五. 救貧法 への貧民 所 九 一六 七 社 浮 た 教 混 IJ 0 年

込んでいた。 このようなエリザベス救貧法は、いくつかの難点を抱え

とその水準の決定をめぐっても、 られていたことである。 に、 救済に値する」 貧民 貧民監督官は、 完全に地方行政 の選別、 また 教区内 救 の裁量 済 ]の経済 0 内 12 容

> れていた。その他の州では、 等に進展していった。南東部、 住法の制定につながっていくことになった。 区民」を定住権との関連で明確に規定する一六六二年の 区吏員との対立が繰り返されることになった。 定義が曖昧であった点にあり、 った。第二に、 かたちで地域内部においても救貧税の制度化が進行 なった。 な合意のバランスのうえに救貧法の運用を迫 源 いち早く一五九〇年代以前から救貧税の に配 また、 慮しつつ、 このことの系として、 一五九八年の救貧法の瑕疵は 救貧税の担税者と貧民 地域間だけではなく、 移動する貧民 とりわけ都市 救貧法 徴 の実施 との と管理する教 られることに 「教区民」 これが、「 収が 部の教区 間 \*実践さ してい の微妙 多様な が 不均

農村部における農業労働の季節性、 四季裁判所の治安判事の決定に基づいて元の教区へ強制 の成長といった事態に対して、労働力需要が存在していた。 還 められるとした。教区の負担となりそうな人物に関 ○ポンドの価値の不動産取得をした場合に、 新基準を設定して、 (removal) されることになっていた。しかし現実に 一六六二年法は、 ているもの、 に対処するため 徒弟職人として年季奉公を四〇日以上お 四〇日間の当該教区への定住な に政府は、 教区税を支払うもの、 六九一年法で 都市部における製造業 公職に 定住権が 一年間 i 送

定を盛り込むことになった。 担とならない間は出身教区へは強制送還されないという規証明書 (certificate) を保持しているものは、居住教区の負保されるとした。また一六九七年法は、移住民の出身地のこなったもの、一年間雇用されたものなどが、定住権を確

を有していた。
こうした一連の定住法の規定は、次のような社会的機能

しながら普遍的な福祉制度を構築して、 動の管理を行っていた。労働需要に合わせて救貧法を調整 においては、 自己防衛のために法を理解して状況と不断に交渉する主体 からの置かれた状況に対して鋭敏な感覚を形成していき、 制送還」という措置に晒されることになった貧民は、 教区吏員に対してもった意味である。 って独自の主体性を構築していったことである。 ひとつには、 つつ工業化を促進していったのである。 ての認識を構築していったのである。もうひとつは 現代の移民行政と同じような論理で貧民の移 貧民が法や慣習の構造と交渉することによ 定住権に関わる行政 社会的流動性を確 常に

# 三 近代への転換:産業革命期(一八-一九世紀初頭)

史苑 (第七六巻第二号)

進展していく。 余儀なくされ、「 まる賃金は必然的に貧困の構造化をもたらした。 部の農村部での労働市場が過剰なものとなり、低水準に とりわけ女性と子供にとってのメイクシフト・エコノミー 存の機会を失った貧民は、職を求めて故郷を離れることを の資源が消滅した。これらの要因があいまって、 していた慣習的 った。またエンクロージャの進展は、 で営まれてきた副業としての農村工業の収入は失わ 脆弱な農村工業は壊滅的状態に陥り、 域での脱産業化を促進して、産業の地域的特化が進 験する。 八世紀は、 繊維産業や金属産業でのプロト工業化は、 「移動」というかたちでの人口の再配置が 都市化と工業化などの急激な社会変動を経 権利の喪失を意味することに 共有地におい 南部や東部の農村部 になり、 雇用や生 南 て保持 部と東 れてい

おり、 社会移動は、 衆は、平均で十数キロメートルの範囲内にお から農村へといった動きが顕著となる。 のは農村から都市への移動であり、 移動を頻繁に行っていたことが明らかとなってい 最近の社会移動をめぐる研究によれば、 民衆たちは、 たのである。 経済構造の変化とライフサイクルに起因し 生涯、 たとえば、 三、四、 青年期でも早 ないしは六回の移動を 青年期の後半には都市 移動の原因として 産 業革命 る。 空間的 期の りも

おり、 関連で新たなリスクに晒されることになった。 構成しているが、 結婚を契機とするものであ える貧民は、 イフサイクル イクル上の危機があげられる。潜在的にリスクを抱慢性的になった失業問題に加えて寡婦や老齢などラ るの 余儀なくされた 残りの移 男性は雇 動 つった。 用 ,「移動」 の原因は複雑 機会を求めるもので、 これらが全体の によって定住法との な様相を呈し 七五%を 女性 は

#### (二) 行政機構の再編

った。 その 見なすことができる。 認的な教区連合が らの自発的な救貧法連合の結成は ブリストル救貧法連合の結成に見て取れるように、 という形態をとることにはならなかった。 分解によって、 あった。 移動圏の拡大にあわせて行政機構全体を改革することに この問題点を解決するひとつの道は、 一七八二 ワ 名誉革命体制下での救貧法行政の教 て議会の認可を受ける形態が 七二二年のナッチャブル法によって、 クハウス管理官、 救貧立法もその意味で統一 ていた名誉革 年のギルバート法は、 x救貧抑· その内容は、 :止策として法律化され 財務官、 命体 制 「私的法律」(private 有給の吏員 の自己統合 査察官という役職 教区単位 一般的であった。 実質的な社会の 一六九六年の 国家の 区単位 るにいた 0 0 事後追 貧民保 小規模 制定法 試 いみと 下 · の カュ

制的な大教区連合への統合への前史をなす。連合の試みであった。これらは、一八三四年法による強を設置、これらを治安判事が統括するという自発的教区

#### 三) 定住法の改定

住者にまで拡大した。 ていた権利を一般の貧民にまで拡大していくものであり、 権に関連する法律は、それまで証明書をもつ人物に限られ 実のものとなる。 の労働力需要の大規模な調整という要請によって初めて現 は意識されていたが、その大幅な改革は産業革命のなかで 統治構造が、工業化に対処する生活圏として狭すぎること 織として復活を要請された生活共同体=教区を単位とする した点にあった。 とする地域共同体の集合にすぎない存在であることを宣 ることである。 八〇九年法では もうひとつは、 いわゆる名誉革命体制 一六六二年法に始まる定住法 さらに、 中央集権機構の崩壊後、 個人 制送還の停止を病気や怪我をした移 の側に移動を保証する 一七九五法に始まる一連の定住 が、 みずか 必要最低 でら教区 短規定の 制度を構築す 基本的 を単 限 0

救済システムにみられる救貧法運用の弾力化が、 格をすべて貧民にまで拡大していくことになった。 P こうした一連の定住法 に変容させ、 「証明書」 の改正は、 持ち Ó 貧民に限 救貧法の られ 運用を寛 定住権を 7 教区外 大な

かの浩瀚な史料集が編纂されているが、エセックス州の文ングランド各地で編纂作業が進行しており、すでにいくつ ることになったのである。 の権利をめぐって手紙による「交渉」と「調整」 書館に残されたひとつの手紙を読み解いてみよう。 が困窮化した場合には、 もたない教区への移動を容易にして、そこに居住する貧民 ひとつの例をあげよう。貧民の手紙に関しては、現在 ここ三週間ほど炎症のために医師の治療を受けてお らすることもできない状況になっております。 もたちは十分な生活ができておりませんし、私にはど せるべきではない 教区に申請をしなければなりません。 た様の援助が受けられない時には、現在居住している の心よりの支援を必要としているのです。私の妻が、 くもって心苦しいものがあります。しかし、あなた様 拝啓 ンドン 私の問題であなた様に援助をお願いしますのは、全 毎日、床に伏すことになっております。もしあ 一八二五年二月二二日 のですが、 定住権保有地の教区との間で救済 事態は非常に悪く、 デヴ エセックス州の文 あなた様を煩わ が行われ 子ど

イド・リヴェナー 11/18

> 当時の南部諸州では、一 として、 の社会改革の起点になったといわれている。 貧税が高騰し、救貧法体制が危機に陥り、 産業革命期のエセックスでは、慢性化する貧困状況を背景 る。このような貧民の手紙は、決して珍しいものではない。 している様子を地元の教区に宛て赤裸々に綴った書簡であ ンドンでの出稼ぎ労働を行う一家が、 これは、故郷エセックスのチェルムズフォードを離れ この種の手紙が数多く執筆されることになった。 般的に貧困問題の激化によって救 病気のために困窮 のちの一九世紀 7

ど相互扶助組織、 ならびに老齢に対処するためのセイフティネットとしての が、ヴォランタリズムに基づく任意団体(=自発的結社 院や学校などの慈善団体を個別に検討することにする 諸団体に焦点を当てる。以下では、民衆独自の友愛組合な ライフサイクルによる貧困が集中して発生する児童、疾病 するが、ここでは論点の拡散を防ぐために、そのなかでも、 であった。多様な任意団体が一七世紀末から爆発的に増大 〔四〕 ヴォランタリズム 他方で、救貧法の隙間を埋めるかたちで登場してくるの ついで上・中流層によって設立された病

な

連続性をもち、 愛組合は、その社会的機能がギルドやフリーメースンとの 友愛組合は、 その歴史的起源を特定することは困難とい 労働者の相互扶助組織として発展した。

数が多いことが発見されている。者の増加によって拡大する都市や地域において、 構築することの必要性の 質賃金の高まりよりも、 とりわけ若い 要因となったと指摘している。それによれば、「友愛組合は 友愛組合が拡大されていったのである。最近の研究は 域社会の紐帯を破壊して、 るのは、 な移動を行う移住者の増加が友愛組合の発達の決定的 る。 一八世紀であった。 労働者には重要であり、 友愛組 農村共同体における依存と絆を再 方が重要であった。」 それ 市場経済の進展は伝統的な 合が大規模なかたちで発展 への社会的 彼らにとっては、 防 衛 事実、 反応とし 組合員 移住 実 地 0 7 地 す

ーミンガムなどに登場した。病院の全国的規模の展開をも市に、やや遅れて新興の産業都市であるマンチェスタやバ 科学や福音主義といったイデオロギー的要因があげられ 者となるべき貧民層が増大したことにある。 たらした要因は、 hospital) は、一七二〇年にロ ていった。一八世紀イングランドの慈善病院 (voluntary ェストミンスター病院を皮切りに地方都市に波及してい 病院や学校など慈善団体も、 病院設立を唱え、 七三〇年代にはウースタやエクセタなどの主教座 以下のようなものであった。 その中心となった人物は、 ンドン市内に設立されたウ 地方社会レヴェルで叢生 第二に、 第 オランダ 展開をも に、 啓蒙 都

役割を果たすことになった。学んだ啓蒙的知識人たる医師であったが、聖職者も大きなのライデン大学やスコットランドのエジンバラ大学などで

かし、 とその人的ネット して登場してくる。一七八三年に始められた日曜学校運動 のである。 日曜学校は、 に教育を行う慈善学校は、その統制力が失われつつあっ 児童は幼年期から労働に従事することになり、平日の昼間 点に置かれ、 識普及協会」 グランド最大の道徳改革運動の団体である「キリスト教知 面的であるといわざるをえない。貧民の子どもの教育は 発展を、 一八世紀初頭には「慈善学校」が行ってきた。事実、 次に学校についてみよう。一八世紀における初等教育 福音主義者による小冊子刊行物を用いたプロパガンダ 産業革命期に児童労働への需要の高まりによって、 ルソーら啓蒙主義 このような現状を打破するための教育機関と 全国各地に慈善学校が設立されていった。 0 初期の課題は、 ウー クを介して全国的に拡大していった 0 影響にのみ帰するのは、 この慈善学校の普及と いう 0

全に陥った情況への対応として発生してきた。友愛組合は、医療と教育などが、産業革命期の社会変動のなかで機能不見た場合、既存のセイフティネットである救貧法体制下のこれらのアソシエーションは、制度の動揺という点から

者の 図のもとに展開され り替えて「貧民」のモラルを向上させ、それによって納税 とに始められた。すなわち、新たにセイフティネットを張 その原因が既存の教育を担ってきた慈善学校が産業革命 セイフティネットを張り替えるという意味をもっていた。 テ の労働市場への適合性を失ったことにあるという認識のも 反によって引き起こされた救貧法体制の動揺に直面し イネット 同意を獲得して、 を繰り返す民衆の失業、 日曜学校運動は、 ·の役割を果たしていた。 「貧民」に対する医療を提供することによって たのである。 社会的共同性を再建しようという意 救貧税納税者の教区行政からの離 老後、 疾病などの際 病院は、「定住権 0 セイフ 期

てアソシエーションは形成されていったことになる。 かから登場してくる国教会福音主義派の聖職者たちであ たのは、「福音主義の再生」という宗教的要素の復活の るための社会制度として必要とされたものであった。 に始められ、 影響下に発展し そして、この社会的共同性の再建を強力に推進 病院と学校に加えて、友愛組合は、 市場の不安定化によってもたらされる諸問題に これらの要因が交錯する固有の歴史的情況にお 共同体的な帰属意識を提供するメソディスト ていった。救貧法体制 聖職者主導のもと 0 動揺と福音主義 してい それ モラ な 0 0

> れ、 ルの 市場経 この宗教的 堕落に直 一済のもたらす諸矛盾が解決されるという連鎖を 面 パトスによってアソシエーシ した聖職者たちが 福音主義の ョンが 再生をもたら : 設立さ

創り出していったのである。

#### 四 結びに代えて

層も、 換期 とになった ピューリタンらの中間層は教区吏員を務め、 発見されることになる。 ていたのである。 ことになったが、 ソシエーションは近代市民社会の推進主体として描かれる ものだった。教区は近代的行政機構の起源として、 ていった。またヴォランタリズムの推進主体となった中 エネルギーを基盤として中間団体としての教区が再建され 移動という社会の流動化に対処するために、 中 かかる伝統と近代とが混在した時代として現象するこ の時代の特質を表現するものであった。 間団体の発展と再編の過程は、 「福音主義の再生」という宗教的意識に覚醒され 近世から近代への転換期の そこには伝統的 近世化のなかで登場し な宗教意識が深く介在し イングランド固 その役割が 教区 イングランド 彼らの宗教的 つつあった は またア 貧民 有 0 曺 再

こうしてみると、近世から近代の転換期における

史苑

(第七六巻第二号

## 底辺」からの産業革命(長谷川)

うか。 とになるのである。 をもつ「福祉レジーム」に帰着する過程として描かれるこ 間団体が発生して複合体を形成し、 けるイングランドの歴史的変化は、さまざまなメイクシフ 祉複合体」を構築していったのである。つまり、 が、この編成のあり方が国家と社会の境界線を設定して「福 政治的ならびに経済的資源に規定されながら編成される 間団体」が設立されてくる。中間団体は国家や地域社会の を固定化ないしは構造化するものとして、さまざまな「中 を追求することになった。こうした流動的で短期的な方策 る困窮のなかで、 ・エコノミーを実践する貧民を起点に、 三つの層を形成して維持されていたということになろ 日常生活レヴェルでの貧民はライフサイクルからく 生存維持のための方策(メイクシフト) そして独自の社会編成 福祉をめぐる中 近世に お

- (1) Sidney and Beatrice Webb, English Poor Law History, Part 1,2, first edition 1929; London: Frank Cass, 1963. また、Paul A.Fideler, Social Welfare in Pre-Industrial England: The Old Poor Law Tradition, London: Palgrave, 2006 は、旧教貧法を軸にこの時期の福祉をとらえ直した通
- (2) アラーナ・トムキンスとスティーヴン・キングは、メイ An Economy of Makeshifts, Manchester: Manchester Oxford: Clarendon Press, 2004)° Politics of Poor Relief in Rural England c.1550-1750 調している (Steve Hindle, On the Parish?: The Micro-域の救済の生態学」に規定されつつ展開していった点を強 「シフト」に加えて、慈善や歓待、雇用の提供などの「地 による扶養、隣人からの厚意、必要悪としての犯罪などの 焦点を当てて、救貧法による救済が、共有地利用権、 研究は、エリザベス救貧法下の農村部における教区救済に Alannah Tomkins, eds., The Poor in England, 1700-1850: 解釈されるべきであることがされている (Steven King & されてきた日常生活の位相がメイクシフトの視点から再 を行ったが、そこでは、かつての社会史研究のなかで提出 クシフト・エコノミー概念を精緻化するうえで大きな貢献 University Press, 2003)。またスティーヴ・ヒンドルの 親族
- は分散的なかたちで言及されてきた問題、すなわち個人のなかで発見された。ウェールズは、先行研究のなかでウェールズの一七世紀のノーフォークに関する救貧法研究(3) こうしたライフサイクルに規定された貧困は、ティム・

や家族の特定の年齢段階において特有の貧困が集中的に や家族の特定の年齢段階において特有の貧困が集中的に を家族の特定の年代、民衆の貧困化の原因は、高齢化、寡婦、孤 までの時代、民衆の貧困化の原因は、高齢化、寡婦、孤 見、障害、病気など人間のライフサイクルに関連してお り、救貧法による救済のリストには、女性、老人、子ども などが、貧民として名を連ねることになった(Tim Wales, 'Poverty, poor relief and life-cycle: some evidence from seventeenth century Norfork', in Richard. M. Smith, ed., Land, Kinship and Life cycle, Cambridge: Cambridge University Press, 1984)。

- 4) Alannah Tomkins, 'Women and Poverty', in Hannah Baker & Elain Chalus, eds., Women's History: Britain, 1700-1850, An Introduction, London: Routledge, 2005.
- 5) Steve Hindle, The State and Social Change in Early Modern England, London: Palgrave, 2000, pp.38-54.
- ©) Paul A.Fideler, Social Welfare in Pre-Industrial England, pp.77-79.
- (7) 平井正穂訳『ユートピア』岩波文庫、二六~二七頁。
- (∞) Steve Hindle, The State and Social Change in Early Modern England, pp.25-26; Fldeler, Social Welfare in Pre-Industrial England, pp.85-87.
- (\(\Delta\)) Paul Slack, From Reformation to Improvement: Public Welfare in Early Modern England, Oxford: Clarendon Press, 1999, chap.2.
- (2) Brian Tierney, *Medieval Poor Law*, Berkley: University of California Press, 1959, pp.131-133.

## 「底辺」からの産業革命(長谷川)

- (II) Steven King, Poverty and Welfare in England 1700-1850: A Regional Perspective, Manchester: Manchester University Press, 2001, pp.22-23; Fideler, Social Welfare in Pre-Industrial England, pp.143-144.
- (2) Fideler, Social Welfare in Pre-Industrial England pp.146-151; Steve Hindle, On the Parish?, pp.379-398.
- (2) Steven King, Poverty and Welfare in England: A Regional Perspective, pp.122-124.
- (A) Steven King & Geoffery Timmins, Making sense of the Industrial Revolution: English Economy and Society, 1700-1850, Manchester: Manchester University Press, 2001, pp.222-227.
- 第二章、を参考とした。 働問題・社会政策の研究』東京大学出版会、一九八八年、働問題・社会政策の研究』東京大学出版会、一九八八年、15) 救貧法改革の整理については、中西洋『日本における労
- ( \(\sigma\)) Thomas Sokoll, Essex Pauper Letters, 1731-1837, Oxford: Oxford University Press, 2001.
- Prom David Rivenall in St George in the East, London, to the overseer of Chelmsford, 22 Februry 1825 (D/P 92/18/42, Essex Record Office).
- 2) Martin Gorsky, "The Growth and Distribution of English Friendly Societies in the Early Nineteenth Century, *Economic History Review*, LI, 3 (1998).
- $(\stackrel{\textstyle \sim}{\boxtimes})$  Roy Porter, 'Gift Relation: Philanthropy and Provincial

- Hospital in Eighteenth-Century England', in Linsay Gramshaw and Roy Porter, eds., *The Hospital in History*, London: Routledge, 1990,pp.150-151.
- (A) Paul Langford, Polite and Commercial People, Oxford: Oxford University Press, 1991, Thomas Laqueur, Religion and Respectability: Sunday School and Working Class Culture 1780-1850, New Haven: Yale University Press, 1976.
- 二〇一四年、第二章。(22)拙著『イギリス福祉国家の歴史的源流』東京大学出版会、

(北海道大学文学部教授)